

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	124 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	114 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	19 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から40年3月まで  
② 昭和52年4月から61年3月まで

20歳になってから昭和45年ころまで国民年金を払っていた。45年2月\*日に結婚をし、翌年8月末に引っ越した。それから5年ぐらいは、子どもも生まれ夫の収入だけだったので年金を掛けることができなかった。31歳でA店を開業し、その後、お客の中に町内会長の奥さんだったBという人が国民年金の集金をしているとの話で、私も再び納付し始めた。その当時のことは、C町時代も現在もA店に通ってくれているDさんが御存じのはずである。E地に引っ越すまでの約9年間、国民年金保険料を毎月B氏に納めていたことは本当である。その時の領収書は手帳に貼って残していたが、引っ越し等で紛失し証拠として提出できない。今、私の年金の記録を見ると、20歳になってからの9か月とC町（B氏に納めていた約9年間）の記録が無い。1日も早く記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録の被保険者記録照会によれば、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料は未納と記録されているが、C町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、当該期間は徴収済みと記録されていることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、経営していたA店の客で国民年金保険料の集金をしていたB氏に説得され、昭和52年4月ころから国民年

金保険料を再び納めるようになり、保険料は毎月集金に来ていた同氏に納付していたと申し立てているが、B氏は、「私が受け持った地区に、A店を経営している申立人が住んでいたことは知っていたが、国民年金保険料を徴収したかについては記憶が無い。」と供述している上、C町役場では、「記録によると、当時、国民年金保険料の納付は3か月単位であり、毎月納付になったのは57年4月ころからとされている。」としており、申立人の記憶には齟齬がみられる。

また、C町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、C町に転居した後の昭和46年12月28日付けで任意加入被保険者資格の喪失をしており（同名簿の資格喪失年月日欄には、任意加入被保険者資格の喪失日は46年12月28日と記録されているが、収納記録欄には、同年10月及び同年11月の保険料を同年12月28日に収納した記録が確認できることから、実際の資格喪失日は、オンライン記録どおりの同年12月29日であったと推認される。）、それ以後、基礎年金制度発足の61年4月1日まで国民年金には加入していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間②は108か月と長期間である。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月から 54 年 9 月まで  
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金の加入手続の記憶は定かではないが、国民年金保険料は、郵便で用紙が送られてきたので住まいの近くの銀行や郵便局へ行き、私や元夫が夫婦二人分を一緒に納めていたことを覚えている。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当時一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の元夫は納付済みである上、申立人の申立期間②の前後の期間の保険料は納付済みであり、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その元夫と結婚したころから国民年金保険料を納め始めたとしているが、国民年金の加入手続の時期、場所等についての記憶が曖昧である。

また、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について、申立人の元夫から具体的な証言を得ることができなかつた上、元夫は申立期間①について未納である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 12 月ころにその元夫と連番で払い出されており、払出時点では申立期間①の保険料は時効により納付できず、申立期間①当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれないう上、申立人が、申立期間①の保険料

を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から6年3月まで

私は、平成6年10月の結婚を契機に主人の第3号被保険者として国民年金に加入することになり、夫から国民年金の証明が必要と言われたので、A市役所で国民年金の加入手続をした時に20歳からの国民年金保険料の納付を希望したところ、2年間分の保険料しかさかのぼって納付できないと言われ、2年間分の保険料をまとめて納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫から第3号被保険者となる手続に国民年金の証明がいると言われ、市役所で国民年金の加入手続をし、20歳からの国民年金保険料の納付を申し出ると、時効の関係でさかのぼって納付できるのは2年と言われたので2年間分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年11月に払い出されており、当該時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能な期間である上、A市では、過年度納付書を発行していたとしている。

また、申立人の国民年金保険料について、申立期間以降に未納は無く、申立期間も18か月間と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から4年3月まで

私は、平成4年3月下旬ころ、A社会保険事務所（当時）から国民年金保険料免除申請承認通知書が郵送されたのをきっかけに、両親に相談し、会社に入社する前に加入手続をし、ゴールデンウィーク中の平日にB町役場（現在は、C市役所）で免除期間の追納及び被保険者の種別変更を相談し、役場内にあったD銀行で免除期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が免除期間となっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成4年4月末から同年5月までにかけてのゴールデンウィークの狭間となっている平日に、免除期間の保険料約5万円を納付したと主張しているところ、実際の保険料は、4万5,000円（9,000円×5月）で、申立人が主張する額におおむね一致する。

また、申立人は、国民年金の加入手続について、国民年金保険料免除申請承認通知書が郵送され、会社に入社した平成4年4月以前に手続に行つたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が4年2月に払い出されており、申立人が会社に入社する前とした時期と一致することから、申立人の主張に信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の免除申請をした記憶は無いとしている上、オンライン記録では、平成3年12月27日に保険料の免除申請をしていることになっており、国民年金の加入手続以前に免除申請を行っていることになっているなど、記録管理に不合理な点が見られる。

加えて、申立期間は5か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は、昭和46年4月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の48年9月ころ、A市役所B支所で国民年金の加入手続をした際、2年間の空白期間の国民年金保険料を納付すれば任意加入の資格を得ると言われ、同支所で2年間分の保険料を納付した。加入手続をした時に交付を受けた国民年金手帳の資格取得日は46年4月1日となっていたが、C市（現在は、D市）で48年4月1日に修正された。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和48年9月ころ、A市役所で国民年金の加入手続をした時に、2年間の空白期間の国民年金保険料を納付すれば任意加入の資格を得ることができると言われ、2年間分の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の資格取得日について、国民年金に加入した時点を任意加入の資格取得日とすべきであるが、申立人が所持しているE県が交付した国民年金手帳では、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である46年4月1日を任意加入の資格取得日としているなど、行政機関側の事務処理に瑕疵<sup>かし</sup>がみられ、加入手続時点では、46年4月1日を任意加入被保険者の資格取得日として事務処理をしたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、約1万円を納付したと主張しているところ、実際の保険料は、申立人が主張する保険料額におおむね一致する。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、申立期間も 24 か月間と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 51 年 1 月に A 町（現在は、B 市）から C 市へ引っ越したので市役所で転入届と国民年金の住所変更手続きをした。その後送られて来た納付書で同年 1 月から同年 3 月までの保険料を C 市役所内の D 銀行で納付した。同年 4 月から同年 6 月までについても同年 6 月ころに市役所で納付したと思う。

昭和 51 年 9 月に A 町に転入した時、国民年金の住所変更をしたが、送られて来た納付書の第 1 期分には「納付不要」との印が押されていたので、1 期分は C 市で納付したからだと理解していた。

納付したはずの申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から 60 歳到達まで申立期間を除き国民年金保険料を納付しており納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を昭和 51 年 6 月ころ C 市役所内の D 銀行で納付したとしているところ、申立期間直前の 51 年 1 月から同年 3 月までが同年 3 月 4 日に D 銀行で納付されていることが申立人の所持する領収証書により確認でき、申立人の納付意識の高さを踏まえると 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年3月までの期間及び61年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から同年 5 月まで

申立期間①について、20歳（昭和59年\*月）から国民年金に入っていると父親から聞いて、アルバイト代から国民年金の保険料を父親に預け納付してもらっていた。

申立期間②について、昭和61年3月に専門学校を卒業し同年4月からアルバイトをしており、申立期間①と同様に保険料を父親に預け納付してもらっていた。

国民年金に係る手続及び保険料納付は父親がしており、厳しかった父親が納付を忘れるはずがなく、申立期間①が未納となっていること、及び申立期間②が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳から国民年金に入っているとその父親から聞いて、アルバイト代から国民年金の保険料を父親に預け納付してもらっていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年6月に払い出されており、その時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料として納付することができる期間である。

また、申立人の父親は、厚生年金保険を脱退した昭和60年4月以降、国民年金保険料の未納が無いことから、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人が、7か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和61年3月に専門学校を卒業し同年4月からアルバイトをしており、申立期間①と同様に保険料をその父親に預け納付してもらっていたとしているところ、国民年金被保険者名簿には「喪失61年4月1日」及び「届出61年4月3日」とある。これについて、申立人は、申立期間②当時、夜間にアルバイトをしており、その会社から社会保険の適用になるということを聞いた記憶は無いとしており、また、申立人の国民年金に係る手続及び保険料納付をしていたとする他界したその父親から、国民年金被保険者の資格喪失届出をしたことを聞いた記憶も無いとしている上、オンライン記録では申立期間②における厚生年金保険への加入記録が確認できず、申立人に別の厚生年金保険手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、61年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した理由が不明である。

さらに、申立期間②の直前及び直後の期間は納付済みである上、申立人の国民年金に係る手続及び保険料納付をしていたとするその父親は、申立期間②を含め国民年金保険料の未納が無いことから、納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人が、2か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月から12年2月まで

申立期間の国民年金保険料は、平成11年3月25日に会社を退職した後、支払通知書により定期的に郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成11年3月25日に会社を退職した後、支払通知書により定期的に郵便局で納付したと主張している。オンライン記録によれば、申立期間のうち、11年9月の保険料が無資格期間納付として同年12月21日に還付決議がなされているが、申立人は、当該月は国民年金の強制加入被保険者であり、オンライン記録を前提としても還付に該当する事由は認められず、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められることから、当該月の国民年金保険料は納付されていたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から12年2月までの期間については、オンライン記録上無資格期間とされており、また、11年10月から12年2月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで  
② 昭和46年4月から48年9月まで

私の父は、私が10歳の時他界し、母は小さなA店を経営しながら私たち弟妹4人を養ってくれていた。申立期間①については、20歳(昭和43年\*月)当初ころの私の国民年金保険料は、収入が少ないながら母が納付していたと聞いている。また、私は結婚するまで家事手伝いをしており働いたことはなく、申立期間②については、母が免除申請をしていてくれたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人が20歳当初のころはその母が国民年金の保険料を納付していたとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳の発行日の記載から昭和44年3月20日に国民年金手帳が交付されていることが確認でき、また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は国民年金保険料の未納は無く、納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳の交付時点では、申立期間①の国民年金保険料については現年度納付が可能な期間であり、6か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、その母が国民年金保険料の免除申請をしていてくれたと申し立てているが、申立人は国民年金の免除手続に

関与しておらず、免除手続をしたとするその母は既に他界しており、免除手続の状況等が不明である。

また、申立人が免除申請を行ったことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から54年3月まで

私の国民年金については、母が姉弟分とともに加入手続を行い、国民年金保険料も20歳から納付していたと母から聞いた。実家は自営業をしており経済的に恵まれていたので、申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、姉弟分とともに申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料もその母が納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年4月ころ払い出されたことが推認でき、その時点からすると、申立期間は保険料の納付が可能な期間である。

また、申立人の母が申立人と同時に国民年金の加入手続をし保険料を納付したとするその姉弟の保険料は、いずれも20歳到達時から納付済みとなっている上、申立人の母親が11か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外は未納が無く、また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母も保険料の未納は無く、共に保険料の納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA会B支部における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年6月30日、被保険者資格喪失日は23年1月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年6月から同年9月までの期間は90円、同年10月から22年5月までの期間は180円、同年6月から同年12月までの期間は500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 30 日から 25 年 4 月 1 日まで

申立期間は、A会B支部のC施設にDとして勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人が所持するA会の昭和21年6月30日付けの辞令及びEの人事記録により、申立人が同日からA会に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和21年6月30日から23年1月31日までの期間について、A会B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人と同姓同名で生年月日も同じ者の被保険者記録が認められ、同記録によると、同支部に係る被保険者資格取得日は21年6月30日、資格喪失日は23年1月31日であることが確認できる。

さらに、当時、申立人と一緒にA会B支部に勤務したとする(A会B支部における被保険者記録有り)申立人の妻は、同支部に申立人と同姓同名の者はいなかったとしている上、当該被保険者記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は申立人に係るものであ

ると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立事業所の事業主は、申立人が昭和21年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年1月31日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A会B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和21年6月から同年9月までの期間は90円、同年10月から22年5月までの期間は180円、同年6月から同年12月までの期間は500円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和23年1月31日から25年4月1日までの期間について、適用事業所名簿によれば、A会B支部は当該期間の途中の23年8月14日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、F会では、同会の前身がA会であったとしているものの、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の保険料控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとしている上、同僚からも当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得られない。

また、上記の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A会B支部における被保険者資格喪失（被保険者資格喪失日は「昭和23年1月31日」と記載）の原因欄に「退職」と記載されており、同被保険者資格喪失日より後の被保険者記録の記載は無い。

さらに、申立人の履歴書等に勤務の記載があったEに確認したところ、Eでは、Eが保管する申立人の人事記録によると、昭和23年3月31日から25年3月31日までの間、申立人は、Eに勤務していた（一部期間は嘱託）としているものの、当時のEの職員の厚生年金保険の加入状況については不明としており、申立人の当時の給与からの保険料控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）も無いとしている上、オンライン記録では、人事記録に記載されたEの施設等の名称の適用事業所は確認できなかった。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

総務省関東管区行政評価局長から平成22年5月19日付け関東相第111号「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」で申立人に通知した申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立期間のうち、18年12月15日に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日  
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された支給控除項目一覧表から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、総務省関東管区行政評価局長から平成22年5月19日付け関東相第111号「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」で申立人に通知した総務大臣の年金記録に係る苦情あっせん（以下「平成22年5月19日付け通知のあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間②について、申立人は、事業主から提出された支給控除項目一覧表及び健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書から平成18年12月15日に賞与が支給され、申立期間②に係る厚生年金保

険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から、申立人は、同年12月23日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、同法第81条第2項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成22年5月19日付け通知のあっせんは、18年12月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間のうち同年12月15日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成18年12月15日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成22年5月19日付け通知のあっせんの結論は維持されることが適当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年10月1日から13年3月1日まで  
平成11年3月から13年3月まで継続して株式会社Aに勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が18万円と給与と比べて低い。資料として通帳のコピーを提出するので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録では、18万円と記録されている。

しかしながら、申立人は、申立期間に減給はされていないと主張しており、株式会社Aの社会保険担当役員は、当該期間に保険料を控除されていたかについて確認できる資料は無いものの、申立期間に申立人の給与を半額にしておらず、支給した給与に見合う額で保険料を控除したと供述している。

また、オンライン記録に記載の標準報酬月額をみると、申立人が株式会社Aで被保険者資格を取得した平成11年3月から同年9月までの間は38万円であるのに対し、申立期間（11年10月から13年2月までの期間）は18万円と申立期間前と比べ明らかに低額である上、申立人提出の取引明細票（11年12月、12年10月及び13年2月の3か月分）及び銀行提出の取引明細票（12年4月から13年2月までの期間）において確認できる給与振込額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（18万円）を大きく上回っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録における同僚の標準報酬月額は、平成11年4月から同年9月まで26万円と記録されていたところ、申立人と同じ同年

10月から13万4,000円と約半分に減額されているが、当該同僚が所持する給与明細書では、減額される前の給与明細書（11年4月から同年9月までの6か月分）で控除されている保険料に見合う標準報酬月額と減額後の給与明細書（11年10月から12年3月までの期間のうち、11年11月及び12年2月を除く4か月分）で控除されている保険料に見合う標準報酬月額は同額であり、減額される前の期間（11年4月から同年9月までの期間）の26万円の標準報酬月額に見合うものであることが確認できる。

加えて、上記同僚の給与明細書と、申立人の振込額を基に申立人の報酬月額を推計したところ、振込額の確認できる期間（平成11年12月及び12年4月から13年2月までの期間）は、11年9月までの標準報酬月額（38万円）とほぼ同額になっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は申立てに係る関連資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を平成8年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月29日から同年3月1日まで

厚生年金保険料は継続して控除されていたにもかかわらず、A株式会社B工場からC株式会社に転勤した際の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無く納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主提出の在籍証明書、雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めてA株式会社及び関連会社のC株式会社に継続して勤務し（平成8年3月1日にA株式会社B工場からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B工場のD基金加入員台帳及び健康保険組合の証明書における平成8年2月の記録並びに同年1月のオンライン記録から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社では、申立人の資格喪失日を平成8年3月1日とすべきところを、誤って同年2月29日として届出を行い、納付もしていないと考えるとしていること、D基金では、加入員の転勤の場合、資格喪失日と取得日を確認して日付が一致しないときは訂正すること、及び事業主が資格喪失日を8年3月1日と届け出たにもかかわらず



ず、社会保険事務所（当時）がこれを誤って同年2月29日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を昭和35年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を6,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係るA組合における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和35年10月1日に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年8月1日から同年9月1日まで  
② 昭和35年9月30日から同年10月1日まで

A組合には昭和35年3月下旬から同年9月末日まで勤務しており、同年8月及び同年9月の厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険の加入記録は35年9月1日資格取得、同年9月30日資格喪失となっている。給与明細書を提出するので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人が提出したA組合の給与明細書により、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA組合における給与明細書の保険料控除額及び支給額から判断すると、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A組合は既に適用事業所ではなくなっており、確認できる関連資料が無く、事業主も所在不明により供述が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人が提出した昭和 35 年 10 月の給与明細書に記載されている支給額及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A 組合において同年 9 月 30 日まで勤務していたことが認められることから、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 10 月 1 日であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が主張する昭和25年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和25年8月から同年11月までは5,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月1日から同年12月1日まで  
② 昭和27年8月9日から34年1月11日まで

平成20年ころ、老齢厚生年金の支給額が少ないので社会保険事務所で調べたところ、A株式会社の被保険者期間は脱退手当金が支給されていると告げられた。退職の際、金銭は受領したが、脱退手当金としては受け取った覚えがないので、申立期間②の年金記録を訂正してほしい。また、B株式会社には、半年以上は勤務したのに、被保険者期間が3か月しか無いので、申立期間①の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、B株式会社での厚生年金保険被保険者記号番号は\*、被保険者期間は昭和25年5月1日から同年8月1日までと確認できるところ、申立期間①について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同一の厚生年金保険台帳記号番号で、25年5月1日資格取得、同年12月1日資格喪失、生年月日が申立人とは7日違いの同姓同名の被保険者記録が確認できる。

また、申立人の同僚の一人は、申立人が申立期間①は申立事業所に勤務していたと供述している上、当該被保険者記録は、申立期間①とほぼ一致しており、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当該未統合となっている厚生年金保険被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 25 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿における当該未統合記録から、昭和 25 年 8 月から同年 11 月までは、5,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間②について脱退手当金を受け取っていないと主張しているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 1 か月後の昭和 34 年 2 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した者 15 人には全員に脱退手当金の受給資格があり、全員について支給記録を調査したところ、8 人に脱退手当金の支給記録が確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、金銭は受け取ったが、脱退手当金としては受けた覚えが無いとしているが、申立人は、結婚退職後は、再就職する予定は無かったと供述していること、及び通算年金制度創設前であること等周辺事情を考え合わせると、当該事業所は申立人に対して脱退手当金を支給したと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、46万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を46万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、46万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、59万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を59万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、59万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、39万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を39万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、39万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、32万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を32万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、32万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、27万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、27万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を23万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、38万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を38万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、38万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、20万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を20万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、20万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、28万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を28万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、28万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、31万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を31万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行っていなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、31万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、29万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を29万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、29万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、29万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を29万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、29万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日

社会保険庁（当時）の記録には平成17年12月支給賞与の記録が無い。標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行っていなかったとのことなので、確認して、平成17年12月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、29万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を29万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、29万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、22万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を22万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、22万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、20万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を20万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、20万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、35万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を35万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、35万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、40万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を40万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、40万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、25万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を25万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、25万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。  
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行って  
いなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記  
録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、35万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を35万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日  
社会保険庁 (当時) の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所 (当時) に対し届出を行っていなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の母が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A院が提出した賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、35万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業

主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における被保険者記録は、資格取得日が平成13年7月2日、資格喪失日が14年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月31日から同年2月1日まで

A株式会社に平成14年1月31日まで勤務していたが、資格喪失日が同年1月31日付けで届出されていたことから、同年1月分の年金記録が無いが、既に資格喪失日は同年2月1日に訂正されたので、同年1月分の記録を私の年金記録に反映してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社は「申立期間の保険料を控除したことを示す資料は残っていないが、保険料は当月控除しているので申立期間の保険料も控除していると思う。」と説明しており、かつ、申立人の当該事業所における雇用保険の離職日は平成14年1月31日となっている上、申立人と同様に当該事業所に勤務し月の末日に資格喪失している同僚は、当該月の給与支給明細書から当該月の厚生年金保険料が控除されていることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成13年12月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場における資格取得日は昭和48年3月26日、資格喪失日は52年3月23日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和48年3月から同年7月までの期間は3万6,000円、同年8月から49年7月までの期間は4万2,000円、同年8月から51年8月までの期間は6万円、同年9月から52年2月までの期間は6万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から52年3月まで

私は、申立期間においてA株式会社B工場に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の生年月日（昭和33年\*月\*日）と月日において1字異なる同年\*月\*日であるものの、申立人の旧姓（C）と同姓同名の未統合の被保険者記録（48年3月26日資格取得、52年3月23日資格喪失）が確認できる。

また、当該被保険者記録は、申立期間と一致している上、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、申立人は、申立期間において正社員として勤務していたと供述していることを踏まえると、当該未統合記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和48年3月26日に被保険者資格を取得した旨の届出及び52年3月23日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、当該原票の未統合の厚

生年金保険被保険者記録から、昭和 48 年 3 月から同年 7 月までの期間は 3 万 6,000 円、同年 8 月から 49 年 7 月までの期間は 4 万 2,000 円、同年 8 月から 51 年 8 月までの期間は 6 万円、同年 9 月から 52 年 2 月までの期間は 6 万 8,000 円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月18日から同年6月1日まで

昭和48年4月2日からA株式会社に継続勤務し、同年5月18日に同社本社から同社C支店に転勤した。同社C支店での資格取得日は同年6月1日ではなく、同年5月18日であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社の申立人に係る人事記録、雇用保険の記録並びにD会及びE組合から提出のあった資料から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和48年5月18日にA株式会社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における昭和48年6月のオンライン記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成5年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年1月1日まで  
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社における厚生年金保険の資格喪失日は平成4年12月31日となっているが、私は同日まで同社に在籍していた。

私が同社に提出した退職願、同社が発した辞令、同社が事務処理の誤りを認めた文書を提出するので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する退職願及び辞令並びに雇用保険の記録から、申立人は平成4年12月31日までA株式会社に継続して勤務していたことが認められ、当該事業所は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料を控除していたはずである。」と供述していること、及び申立人が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び厚生年金基金加入員資格喪失届に記載されている標準報酬月額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、申立人に係る厚生年金保険資格喪

失日を平成4年12月31日として誤って届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 50 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月から同年 6 月まで

年金記録を確認したところ、A社における平成 19 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額が 41 万円となっていたが、当時の報酬額は約 50 万円であった。事業主により給与から保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書もあるので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿等の資料、申立人から提出された給与明細書及び事業主の供述から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載された申立人に係る標準報酬月額が 41 万円であること、及び事業主が 41 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 41 万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行って

おらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成5年7月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額44万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人に係る株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年12月30日であると認められることから、申立期間③のうち、同年9月30日から同年12月30日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月21日から同年8月26日まで  
② 平成5年8月26日から同年9月30日まで  
③ 平成5年9月30日から6年3月28日まで

社会保険庁（当時）の記録では、平成5年7月及び同年9月から6年2月までの期間の厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。また、5年8月の標準報酬月額が下げられている。給与明細書にもあるように同年8月以降、給与は終始約46万円であった。

平成5年7月及び同年9月から6年2月までの期間を厚生年金保険の

被保険者期間として認めてほしい。

また、平成5年8月の標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、同僚の供述及び申立人の所持していた給与支払明細書から、株式会社Aにおける給与の支払方法が毎月20日締め、28日支払、厚生年金保険料の控除の方法については翌月控除と認められるところ、申立人の平成5年8月の給与支払明細書により、申立人が同年7月21日から同社に勤務していたことが認められるとともに、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得届出及び保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立人から提出された給与明細書により申立人が平成5年7月21日から株式会社Aに勤務していることが認められるとともに、複数の同僚が「当時、社会保険料を控除されていたが、事業主が保険料を社会保険事務所（当時）に納付していなかったことが退職時に分かった。」と述べていることから、事業主が申立人の資格取得日を同年7月21日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が申立人の資格取得日を同年8月26日と記録するとは考え難いことから、申立人については、事業主が資格取得日を8月26日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人の給与支払明細書から、申立人は、標準報酬月額44万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は申立人の控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料の納付について不明としているが、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は44万円であり、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額の34万円と相違しているとともに、複数の同僚が前記1と同様「当時、社会保険料を控除されていたが、事業主が保険料を社会保険事務所に納付していなかったことが退職時に分かった。」

と述べていることから、事業主は申立人の給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人の給与支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人が株式会社Aに平成5年12月29日まで勤務していたことが認められるとともに、同社における厚生年金保険料の控除の方法については、前記1のとおり翌月控除と認められるところ、申立人が所持している同年10月分及び同年12月分の給与明細書において厚生年金保険料の控除が確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は、平成5年9月30日と記録されているが、当該喪失処理は、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月1日より後の6年1月6日に行われており、申立人のほか事業主以下複数の従業員についても同様の処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立期間③の申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である平成5年12月30日に訂正することが必要と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から44万円とすることが妥当である。

- 4 一方、申立期間③のうち、平成5年12月30日から6年3月28日までの期間については、厚生年金保険料の控除が確認できる申立人の給与支払明細書が5年12月分までであるほか、複数の同僚の給与支払明細書においても当該厚生年金保険料の控除が同年12月分までとなっている。

また、申立人の雇用保険の記録における離職日についても、平成5年12月29日となっている上、複数の同僚が6年1月以降の生産活動はなかった旨を供述しているほか、事業主も5年12月には従業員はいなかったと思う旨を供述しており、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、



申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和57年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月30日から同年10月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A株式会社C工場における資格喪失日が昭和57年9月30日になっており、次のA株式会社における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

B株式会社に問い合わせたところ、届出を誤ったために生じた事故で、記録を訂正するために第三者委員会に申立てをしてほしいと言われた。

申立期間（昭和57年9月）を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社により提出された申立人の人事記録、D組合により提出された申立人の健康保険被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間にA株式会社に継続して勤務し（昭和57年10月1日に同社C工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和57年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から41万円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 57 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉厚生年金 事案 3959 (事案 2158 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に、資格喪失日に係る記録を36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年12月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社における厚生年金保険被保険者の記録が空白となっている。この期間の申立てについては、埼玉地方第三者委員会で非あつせんとなったが、私と同様に集団就職で同社に同期入社した同僚の加入期間が平成22年4月に第三者委員会で認められた。このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の同僚の供述により申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが推認できるが、厚生年金保険に加入していたかは不明であり、また、厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の記載が無く、健康保険番号に欠番も無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月26日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、当初の決定後に、同期入社  
の申立人の同僚から提出されたA株式会社の同僚を撮影した複数の写真及び  
複数の同僚が、申立人は集団就職で入社し、昭和35年4月1日から36年

11月30日（退職日）まで勤務していたと回答していることから、資格取得日は35年4月1日、資格喪失日は36年12月1日で、申立人が、申立期間に同社で勤務していたことが前述どおり推認できる。

一方、当時のA株式会社の複数の同僚の供述及び年金記録確認C地方第三者委員会における同社に係る申立てにおいて同僚から提出された、厚生年金保険の未加入期間があったことに対する補償金の支給の事実を確認できる「支払請求書」等から、少なくとも昭和34年4月から37年10月までの期間において、同社では従業員の給与から厚生年金保険料を控除しながら、従業員を厚生年金保険に加入させないなどの事務処理が行われていたことがうかがわれる。

また、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、まとめて212人の従業員が昭和37年10月15日付けで厚生年金保険に加入しており、この中には、申立人と同様に製造の業務に従事していた複数の同僚が含まれていることが確認できる。これらのことから、申立人の当該期間の給与からの厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険への加入については、これらの同僚と同様の扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した男性同僚の記録から判断すると、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年4月から36年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月14日から37年11月21日まで  
② 昭和37年12月25日から38年4月21日まで

社会保険庁（当時）の記録では、私のA株式会社とB株式会社での被保険者期間について昭和41年5月16日に脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3年1か月後の昭和41年5月16日に支給決定が行われたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿の氏名は旧姓のまま変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和40年3月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去すべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、支給決定日より近い2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

1 申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和57年12月3日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち昭和57年7月から同年11月までの標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間のうち昭和57年12月3日から58年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける被保険者記録のうち、上記で訂正した資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち昭和57年12月から58年2月までの標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月31日から58年3月1日まで  
昭和44年7月1日から60年1月10日まで株式会社Aで営業職として勤務していた。申立期間の給与明細書及び57年分の給与所得の源泉徴収票から明らかのように厚生年金保険料が事業主から控除されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。調査して被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和57年7月31日から同年12月3日までについて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が

57年7月31日に被保険者資格を喪失した手続が同年12月3日に<sup>そきゅう</sup>遡及して行われたことが確認できる上、58年3月1日に同社において被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、上述の被保険者名簿では、申立人と同様に、当該事業所の被保険者5人全員については昭和57年7月31日に、事業主については同年5月31日に被保険者資格を喪失する手続がいずれも57年12月3日に<sup>そきゅう</sup>遡及して処理されているにもかかわらず、被保険者5人全員が、58年3月1日に同社において被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、当該期間に株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できるほか、申立人から提出を受けた給与明細書及び源泉徴収票から、申立人は、当該期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

加えて、株式会社Aの整理精算業務を行ったと供述する同社の元経理部長は、「株式会社Aは昭和57年11月に不渡手形を出し、その時点で数か月分の厚生年金保険料及び健康保険料の滞納があった。滞納した厚生年金保険料について社会保険事務所（当時）と分割納付の交渉を行ったが認められず、同年7月にさかのぼって強制的に資格喪失させられ、滞納保険料は無かったものとして処理をされた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和57年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記資格喪失処理が行われた同年12月3日に訂正することが必要と認められる。

また、申立期間のうち昭和57年7月31日から同年12月3日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に届け出た当初の記録から32万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和57年12月3日から58年3月1日までについて、給与明細書、雇用保険の被保険者記録及び株式会社Aの元経理部長の供述により、申立人が、申立期間のうち57年12月3日から58年3月1日まで株式会社Aに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和57年12月3日から58年3月1日までに係る標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける給与明細書において確認できる保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、



事業主からは回答が得られないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 7 月から 58 年 2 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月1日から同年5月1日まで

昭和44年2月1日から48年3月26日まで有限会社AでB業務をしていた。申立期間の給与明細書によると事業主から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。調査して被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立人が、申立期間に有限会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管していた申立期間内の有限会社Aにおける給与明細書により、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため供述が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B有限会社）における資格取得日に係る記録を昭和63年7月27日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月27日から同年8月2日まで  
② 昭和63年9月28日から同年10月1日まで

私はA株式会社に昭和63年7月27日から同年10月1日まで勤務し、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、被保険者記録照会回答票では、同社での厚生年金保険被保険者資格取得日が同年8月2日、資格喪失日が同年9月28日となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人が所持している昭和63年7月のA株式会社の給料支払明細書から、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した申立期間①に係るA株式会社の給料支払明細書の保険料控除額の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人のオンライン記録に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人の雇用保険被保険者記

録に係る資格の取得日と一致していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が申立人の資格取得日を同様に誤って記録したとは考え難く、事業主が当該社会保険事務所の記録のと通りの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間①に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①における保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が所持している昭和 63 年 10 月の A 株式会社の給料支払明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、自らが所持している日記帳に「昭和 63 年 9 月 26 日に A 株式会社を退職した。」旨の記載があると供述している。

また、申立人に係るオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は雇用保険被保険者記録の離職日の翌日となっていることが確認できる。

さらに、申立人の昭和 63 年 10 月の A 株式会社における勤務実態を確認できる資料も無いことから、厚生年金保険法第 19 条（被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれを算入する）及び同法 14 条（資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日）の規定より、申立期間②は厚生年金保険被保険者期間とならないと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和32年1月4日、被保険者資格喪失日は同年1月28日であることが認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年11月1日から32年1月4日まで  
② 昭和32年1月4日から同年1月28日まで

私は、申立期間①はB基地内にあったC店で、D業務をした。申立期間②は、B基地内のE店（A株式会社）で働いた。申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたかは覚えていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人と姓名、性別及び生年月日が同一で、厚生年金保険の被保険者資格を昭和32年1月4日に取得し、同年1月28日に資格を喪失している記録が確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間②当時に記録が確認できる元同僚12人に照会したところ、複数の元同僚から「申立人を記憶している。」との供述を得られた上、当該被保険者記録は、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、当該未統合となっている被保険者記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和32年1月4日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年1月28日に被保険者資格を喪失し

た旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る上記の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における当該未統合記録から、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、申立人の詳細な供述により、期間の特定はできないものの、申立人がC店に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人は、当時は学生であったと供述しているが、申立期間①当時にC店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている11人に照会したところ、複数の者が、「学生アルバイトは厚生年金保険に未加入であった。」と供述している。

また、C店は昭和32年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡していることから、申立人の同社での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間①に係る申立人の記録は見当たらず、健康保険整理番号は連番で払い出され欠番は無く、記載内容に不自然さは無い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和39年5月31日から40年3月1日までの保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を39年5月31日、資格喪失日に係る記録を40年3月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和39年5月31日から40年3月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年2月まで

昭和39年4月から40年2月まで株式会社Aで勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、上記期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の詳細な記憶、元同僚の供述、株式会社Aにおける資格喪失日が昭和39年5月31日となっている申立人の前任者から引継ぎを受けていないとの申立人の供述及び後任者の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同年5月31日から40年3月1日まで株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、元同僚が申立人の前任者及び後任者であったと供述する者には、それぞれ厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人が名前を記憶する5人の元同僚にも、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

加えて、元同僚が証言した当時の当該事業所従業員数と株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月 31 日から 40 年 3 月 1 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 39 年 5 月から 40 年 2 月までの標準報酬月額については、元同僚の標準報酬月額の記録から 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しており照会することができないが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、資格の取得及び喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 5 月 31 日から 40 年 3 月 1 日までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、39 年 5 月から 40 年 2 月までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち昭和 39 年 4 月から同年 5 月 31 日までについては、前述したとおり当該期間における申立人の勤務実態が推認できない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無く、事業主及び元同僚からも保険料控除に係る具体的な供述を得ることができず、ほかに申立人の 39 年 4 月から同年 5 月 31 日までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和 39 年 4 月から同年 5 月 31 日までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

平成2年4月から勤めることとなったA地のB医院は健康保険組合に加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。医院の場合、厚生年金保険に入れない場合があると学生時代から知っていたので、国民年金に加入することとした。加入手続は、勤め始めた2年4月から同年5月ころ、勤めるまでC市の国民健康保険に加入していたので、その脱退手続に併せてD区役所で行った。手続時に年金手帳の交付を受け、最初の保険料を納付し、その後、口座振替で納付を始めるまで父に毎月お金を渡して、父母の分と一緒に集金人に納付してもらっていた。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、交付された年金手帳は現在所持しているもののみであるとしていること、及びその年金手帳の国民年金手帳記号番号は平成3年8月ころ払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、加入手続は3年8月ころに行われたと推認できる。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間は過年度納付でのみ納付できる期間であるが、申立人及び申立人の国民年金保険料を納付したとするその父は、平成2年中に集金人に保険料を納付しており、過年度納付を行ったことは無いとしている上、申立人に申立期間当時別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金保険料の納付状況について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

国民年金制度が始まった昭和35年ころに父から、私たちが将来もらえる年金制度ができたので入っておくと言われた。また、義務だから入らないといけないと言われたことを覚えている。申立期間当時は、父が経営していたA店で次兄、三兄とともに働いており、次兄と三兄の妻が店の手伝いをしていた。店の仕入れなど父が経理をしていたので、いつごろ国民年金に加入し国民年金保険料を納めたかは分からないが、一緒に商売をしてきた次兄夫婦、三兄夫婦は国民年金に加入し、私だけ加入しなかったとは考えられない。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付はその父親が行っていたと申し立てているが、保険料を納付していたとする父親は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、一緒に働いていたその次兄夫婦及び三兄夫婦とともに国民年金に加入したはずだとしているが、次兄夫婦及び三兄夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和39年11月に連番で払い出されており、その時点で申立人は父の経営する店とは別の会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことから、次兄夫婦及び三兄夫婦と一緒に国民年金の加入手続をしなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和62年2月11日に国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金に未加入のため、制度上国民年金保険料を納

付することができない上、申立人の国民年金手帳記号番号は同年3月ころに払い出されており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年5月から同年7月までの期間、15年11月から同年12月までの期間、16年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年5月から同年7月まで  
② 平成15年11月から同年12月まで  
③ 平成16年5月及び同年6月

私は、社会保険事務所（当時）に行った時に未納期間があると言われた。国民年金保険料は毎月納めてきた。派遣として働いていたのでタイムラグはあるかも知れないが忘れたことは無い。ねんきん特別便が来た時も未納期間があった。毎月、保険料を納めてきたのに申立期間のみが納めていないことは無い。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA地のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）で納付したと主張しているが、コンビニから保険料の納付が可能になったのは平成16年4月からである旨伝えたところ、申立人はコンビニか銀行かは覚えていないので、当委員会で申立人の納付の有無を確認するために銀行等を調べるよう要求したが、申立人は、納付した銀行名等が明確にできず、納付状況が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したが、保険料が所得控除の対象になるとは知らなかったもので、控除の申告はしていないと主張しているが、申立期間①、②及び③の保険料を申告したとみられる平成15年及び16年のB市の税額控除証明書並びに各年に所得を得た事業所の給与所得の源泉徴収票により申告の有無を調査した結果、納付済みである15年1月から同年4月までの保険料は控除されているが、未加入及び未

納となっている申立期間①から③までの保険料は申告されていないことが確認でき、所得控除の対象になることを知らなかったとする申立人の主張に齟齬<sup>そご</sup>がみられ、申立期間①から③までの保険料を納付した事情が見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から48年3月まで  
勤めていた会社を辞めた昭和43年2月ころ夫がA市役所で国民年金の加入手続をして、保険料を一緒に納付してくれた。その後はB信用金庫C支店に夫が現金を持参して私の分も一緒に納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年2月ころその夫がA市役所で国民年金の加入手続をして、保険料を一緒に納付してくれたとしているが、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしたとするその夫は、A市では、44年4月より前は印紙検認による収納であるにもかかわらず、申立期間の保険料は信用金庫で納付したとするなど保険料納付に関する記憶が曖昧である上、申立期間の一部が未納である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年5月12日に払い出されており、この時点では申立期間の大部分は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立期間が62か月と長期間である上、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、他に保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月及び13年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月及び13年1月

申立期間の国民年金保険料は、平成12年12月に会社を退職し別の会社に転職した際、3か月後に社会保険に加入できるからそれまでは国民年金保険料を自分で納付するように言われたので、13年1月ころ私が夫婦二人分の保険料を郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成12年12月に会社を退職し別の会社に転職した際、3か月後に社会保険に加入できるからそれまでは自分で国民年金に加入して保険料を納付するようにと言われたので、13年1月ころ申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に郵便局で納付したと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人が一緒に納付したとするその妻の申立期間の保険料は、14年1月及び同年3月に過年度納付により納付されており、会社を退職した直後であるとする申立人の主張と異なっている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額は8万円くらいであったと記憶しているが、申立期間の夫婦二人分の保険料額は5万3,200円であり、申立人が納付したとする保険料額と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

申立期間当時、私は学生であったが、平成3年4月から学生も国民年金の強制加入被保険者になったので、国民の義務として母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間の保険料が納付された記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時学生であり、申立期間の国民年金保険料については、平成3年4月から学生も国民年金の強制加入被保険者になったのでその母が国民の義務として保険料を納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付したとするその母の申立人に係る国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していなかったことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれないう上、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から62年6月までの期間、62年7月から63年3月までの期間、平成元年4月から4年3月までの期間、4年4月から7年3月までの期間及び7年7月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 62 年 6 月まで  
② 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで  
③ 平成元年 4 月から 4 年 3 月まで  
④ 平成 4 年 4 月から 7 年 3 月まで  
⑤ 平成 7 年 7 月から 8 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付については、自宅に届いた納付書を用いて数か月ごとに市役所で納付した。申立期間①及び④の保険料が未納となっていることに納得できない。

また、申立期間②、③及び⑤については、申請免除の手続を行った記憶は無く、すべて国民年金保険料を納付しており、当該期間が免除期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付については、自宅に届いた納付書を用いて数か月ごとに納付したと申述しているが、申立人の当時の住所地における国民年金保険料の納付方法は、47 年 3 月までは印紙検認方式による納付方式であり、申立人の申述と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 6 月ころに払い出されており、その時点では、申立期間①のうち 36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の保険料は時効により納付できない期間となり、42 年 4 月から 44 年 6 月までの期間の保険料はさかのぼって納付することがで

きる期間となるが、申立人から保険料をさかのぼって納付したなどの申述は得られなかった上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その長女が国民年金被保険者資格を取得した昭和54年9月以降は、その長女の国民年金保険料と一緒に納付していたと申述しているが、その長女の国民年金手帳記号番号は62年5月ころに払い出されている上、申立期間①においては、その長女も61年1月から同年3月までの期間及び62年4月から同年6月までの期間を除いて未納となっている。

加えて、315か月という長期にわたる申立期間①の国民年金保険料納付について、行政側の国民年金記録管理に誤りが生じるとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無く、市役所から届いた納付書を用いて国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立期間②及びその直後の昭和63年4月から平成元年3月までの免除期間について、申立人と一緒に申請免除手続を行ったと申述しているその長女も同期間が申請免除となっている。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料額について記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無く、市役所から届いた納付書を用いて国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人は、申立期間③の国民年金保険料額について記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、自宅に届いた納付書を用いて数か月ごとに市役所の窓口で国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人は、申立期間④の国民年金保険料額について具体的な記憶が無い上、申立人が申立期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 申立期間⑤について、申立人は、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無く、1か月当たり7,800円程度の保険料を、市役所から届いた納付書を用いて納付していたと申述しているが、申立期間⑤の1か月当たりの保険料額は、申立人が納付したとする金額とは相違している。

また、申立人が申立期間⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

6 申立事案の口頭意見陳述においては、各申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい申述や証拠を得ることはできなかった。

7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 63 年 3 月まで

申立期間当時、私は学生であり国民年金への加入は任意だったが、父親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。両親も申立期間は国民年金保険料を納付しており、私の分が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない上、オンライン記録によると申立期間は未加入期間であり、制度上国民年金保険料の納付はできなかった期間となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から52年3月まで  
私の国民年金については、母親が加入手続や保険料の納付をしてくれた。保険料は「A組合」を通じて納付してくれていた。  
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付をしてきていたと申し立てているが、その母親は既に他界しており、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間のころに発行された昭和50年1月から51年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金過年度保険料の納付書（3枚1組で交付される複写式）を所持しているが、いずれも3枚1組のままの状態であり、領収日付の押印や領収年月日の記入が無いことなどから当該納付書は使用されなかったとみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月ころに払い出されており、払出日からすると申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月から54年12月まで

私は、将来のことを考えて、昭和54年ころにA区役所において国民年金の加入手続を行った。その際に、20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付することができるとの説明を聞いたので、後日B銀行C支店の口座から7万円を引き出し、7万円から8万円くらいの保険料を同区役所の窓口において納付し、領収書を受け取った。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ころ、A区役所において国民年金の加入手続を行い、その際に申立期間の国民年金保険料として7万円から8万円くらい納付したとしているが、申立人の申述と申立期間当時の保険料額とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和57年4月からすると、申立期間の保険料は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、この昭和57年4月からさかのぼって納付することが可能な期間は55年1月までであり、その月から納付済みとなっている申立人のオンライン記録と一致する上、当該期間の国民年金保険料額は、申立人の主張している保険料額におおむね一致することから、申立人がこのことと混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 21 日から 62 年 3 月 2 日まで  
株式会社Aについては、昭和 62 年 3 月 2 日から 63 年 2 月 29 日までの厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間の加入記録が無い。  
株式会社Aには、昭和 61 年 2 月 21 日から勤務しており、給与が振り込まれた銀行の預金通帳を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の銀行預金通帳の写し及び同僚等の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、同僚からは厚生年金保険に加入させない試用期間が4か月ほどあったとの供述があり、同僚から、事業主による申立人に係る申立期間の保険料の給与からの控除について供述を得られない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は昭和 62 年 3 月 2 日に雇用保険被保険者資格を取得しており、申立期間に被保険者記録は確認できない。

さらに、株式会社Aでは、申立期間当時の厚生年金保険の適用等の関係資料が無いため、申立人の厚生年金保険の加入等については不明であるとしている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人は、申立期間当時はB組合の健康保険に加入していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が勤務していたとする事業所が同組合の管掌する健康保険に加入していた記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 24 日から 44 年 3 月 24 日まで  
申立期間も有限会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

有限会社Aでは、申立期間当時の厚生年金保険関係資料を保存していないため、申立人の申立期間の厚生年金保険の適用等については不明としている上、同僚からは、期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人が有限会社Aに勤務していたとの供述があったが、事業主による申立人の保険料の控除について供述を得られない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から38年10月1日まで  
株式会社AのB営業所（現在は、C株式会社）において、申立期間も厚生年金保険に加入していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。D協会から昭和38年10月に表彰状ももらっているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所では、申立期間当時の厚生年金保険適用に関する資料は保管しておらず、申立人の申立期間の厚生年金保険の適用等については不明としている上、同僚からも、申立人の申立期間の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 8 月 6 日まで  
② 昭和 30 年 11 月 29 日から 31 年 3 月 1 日まで

高校を卒業して昭和 30 年 4 月に A 株式会社に入社し、31 年 2 月いっぱいまで勤務したように思う。同社では経理を担当していた。上司には B さん、同僚には C さん、D さんがいた。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、A 株式会社における複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において資格取得日が申立人と同日の昭和 30 年 8 月 6 日に記録されている同僚は、申立人と同時期に入社し、同年 4 月から同年 7 月までは試用期間で、同年 8 月から正社員になったと供述している。

また、申立人が提出した厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」は、昭和 30 年 8 月 6 日となっている。

さらに、事業主は、これまでいくつかの会社と合併を重ねてきたため当時の資料は残っておらず、申立人の勤務期間及び社会保険料の控除については不明としている。

加えて、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間①において健康保険の払出番号に欠番は無く、その記録に不自然さも無い。

2 申立期間②について、事業主は申立人の勤務期間及び社会保険料の控除については不明としている上、同僚からも具体的な供述を得ることはできなかった。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において健康保険の払出番号に欠番は無く、その記録に不自然さも無い。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会すると、昭和 29 年 10 月 1 日から 54 年 5 月 31 日まで勤務したのに 29 年 10 月 1 日から 42 年 2 月 1 日までの期間が未加入であるとの回答だった。

昭和 29 年 10 月 1 日に A 株式会社採用され、B 町の C 株式会社 D 所 (現在は、E 株式会社 F 所) 建設工事に従事し、34 年 12 月に結婚したが、翌年の 35 年 1 月 1 日から A 株式会社 G 営業所に勤務し、H 株式会社 I 工場 (現在は、J 株式会社) ほかの各所の工事現場で K 業務に従事した。

毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主の供述により、申立人が申立期間について、A 株式会社継続して勤務していたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録において適用事業所として確認できる A 株式会社 G 営業所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、適用事業所としての記録は確認できず、同事業所の上部組織であった同社 L 部が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 41 年 2 月 1 日であった。

また、申立期間のうち、昭和 29 年 10 月 1 日から 35 年 1 月 1 日までの期間について、事業主は、「C 株式会社 D 所建設工事を受注したことは確認できるが、記録が保存されておらず申立人の勤務状況及び厚生年金保険の被保険者資格の取得については不明。」と供述しており、申立人が勤務していたとする同社 D 所建設工場の現場で勤務していた同僚を特定するこ

とができない上、申立人は、同現場における同僚を記憶していないことから同僚照会をすることができなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてA株式会社における昭和29年12月1日から30年12月1日までの期間の被保険者資格取得者約170人を調査したが申立人の記録は無く、当該期間における当該事業所に係るM地内の厚生年金保険の適用事業所は、同社N支店、同社O出張所及び同社P出張所が確認されるものの、いずれの被保険者名簿にも申立人の記録は見当たらず、事業所検索においてもC株式会社D所の所在したB町におけるA株式会社の適用事業所は確認できなかった。

一方、申立期間のうち、昭和35年1月1日から42年2月1日までの期間について、事業主は、「i) 申立人は、35年1月1日に当社のG営業所に、現場採用の職員として採用され、54年5月31日に退職した、ii) 申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得については、職員は現場の判断によった、iii) 記録が保存されていないが、事務手続上のミスによるものではないことから不明。」と供述しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A株式会社G営業所は、適用事業所としての記録は確認できず、同事業所の上部組織であった同社L部が、適用事業所となったのは、申立期間途中の昭和41年2月1日であるほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において34年12月1日から35年12月1日までの期間における被保険者資格取得者約700人を調査したが申立人の記録は確認できない。

さらに、同僚11人に照会して回答した5人のうち、二人は「i) 申立人は、A株式会社G営業所に現場採用の職員として採用され、申立期間のうち、昭和35年1月1日から42年2月1日までの期間はK業務の仕事をしていた、ii) 当該期間当時、現場採用の職員は厚生年金保険には加入していなかった。」旨を供述しており、別の二人は、「自分も現場採用の職員として当該事業所に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格の取得は、42年2月1日であった。」旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 14 日から同年 11 月 11 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A株式会社の勤務期間のうち、昭和 28 年 9 月 14 日から同年 11 月 11 日までの被保険者記録が無いとの回答をもらった。

同社には、住み込みで、昭和 28 年 6 月 1 日から 37 年 1 月 31 日まで継続勤務したので、申立期間の被保険者記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A株式会社に勤務していたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により連絡可能な同僚 10 人に照会したところ、3 人から回答があり、そのいずれも申立人の勤務状況については不明としていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することはできない。

また、申立期間当時の事業主及びその息子は既に他界しており、商業登記簿謄本により確認できる役員 3 人についても住所が特定できず照会することができなかつた上、現在の事業主は、申立期間当時は事業に関与しておらず資料の引継ぎを受けていないため申立期間当時の状況は不明としていることから、申立人の申立期間の勤務の実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の健康保険番号は 2 回払い出されており、1 回目の払出番号\*番に係る被保険者資格は昭和 28 年 9 月 14 日に喪失し、その後同年 11 月 11 日

に2回目の払出番号\*番により再び被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該二つの払出番号の間には欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで  
⑤ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで  
⑥ 平成元年 10 月 1 日から 2 年 8 月 1 日まで  
⑦ 平成 2 年 8 月 1 日から 3 年 8 月 1 日まで

A株式会社における勤務期間について、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額と、私が保管していた給与明細書を基に算出した標準報酬月額と比較したところ、一部に違いが見られたので第三者委員会で調査をした上で、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持していた給与明細書から算定した標準報酬月額が、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と相違があるので訂正してほしいと申し立てている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、すべての申立期間の給与明細書（昭和 62 年 2 月分を除

く。) から控除されている厚生年金保険料被保険者負担額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月に係る標準報酬月額については、給与明細書を所持していないところ、申立人は、すべての申立期間に係る標準報酬月額を決定する基礎となる 5 月分、6 月分及び 7 月分の給与明細書を所持していたことから、定時決定及び随時改定で標準報酬月額を算定するにあたり報酬に加えないものとされている「基本給<sup>そきゅう</sup>及額」、「住宅手当<sup>そきゅう</sup>及額」、「役職手当<sup>そきゅう</sup>及額」及び「お祝金」を除いて計算した結果、オンライン記録の標準報酬月額とすべて一致するほか、申立人の 62 年 2 月における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和 62 年 2 月について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
昭和 54 年 1 月 31 日に A 株式会社を退職し、翌日の同年 2 月 1 日に B 社に入社した。A 株式会社へ提出した退職願には、同年 1 月 31 日で退職したい旨を記入したことを記憶している。厚生年金保険の資格喪失日が同年 1 月 31 日となっているのは会社のミスであるので、同年 2 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社へ昭和 54 年 1 月 31 日付けの退職願を提出し、同日をもって退職したと主張している。

しかしながら、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日は、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録における離職日（昭和 54 年 1 月 30 日）の翌日と記録されており、社会保険事務所（当時）と公共職業安定所がそれぞれ資格喪失に係る処理を誤ることは考え難いことから、同社が申立人の資格喪失日を同年 1 月 31 日として届け出たことが推認される。

また、A 株式会社は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

さらに、当時の事業主に照会を行ったが供述を得ることはできず、同僚照会の結果でも申立人が主張する昭和 54 年 1 月 31 日の退職がうかがえる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年ころ  
② 昭和52年ころから54年ころまで  
③ 昭和55年ころから56年ころまで

申立期間①はA地のB店に、申立期間②はC地のD店に、申立期間③はE地のF店に勤務していた。いずれも正式な社名の記憶は無いが、G業務担当として働き、厚生年金保険料も控除されていたと思うので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人の申立期間①に係る事業所の社名が不明となっていたところ、申立人の詳細なメモの記述から、H株式会社と判明した。

また、申立期間①当時の従業員から、「申立人は、短期間在籍していた。」と供述を得られた上、申立人は、申立期間①当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①にH株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、H株式会社は、平成3年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、H株式会社の2代目である現在の事業主は、「その当時、厚生年金保険は未加入で自発的に国民年金に加入する形態であった。」と供述している。

さらに、申立人を知る当時の従業員も、「厚生年金保険は未加入であり、給与から保険料を控除されたことは無い。」と供述している上、申

立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

- 2 申立期間②について、社名が不明となっていたところ、現地調査から既に屋号は変更されたものの、申立期間②当時D店を経営していたのは、I株式会社と判明した。

また、申立人は、申立期間②当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②にD店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、I株式会社は平成2年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、I株式会社の現在の事業主は、「申立期間②当時は、社会保険には未加入だったので、保険料控除はしていなかった。」と供述している。

さらに、申立人の詳細なメモに記述された当時の同僚には連絡が取れず、申立人の加入履歴に関する情報は確認することができない上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

- 3 申立期間③について、社名が不明となっていたところ、関係機関への調査結果から、個人事業のJ店と判明した。

また、当時の事業主の妻から、「申立人は、K等のG業務をしていたことを覚えている。」と供述を得られた上、申立人は、申立期間③の状況について、具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間③にJ店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主の妻から、「申立人は休みがちであったが、厳格な創業者である父が社会保険には加入させなかった可能性がある。」と供述している上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、複数の同僚は、「見習期間があった。」、「短時間労働者がいた。」、「保険については希望をとっていた。」、「すぐ辞める人が多かった。」と供述している。

さらに、J店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間③及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も確認できない。

- 4 このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 24 日から 20 年 3 月 1 日まで  
株式会社Aから提出された厚生年金保険資格取得時標準報酬月額訂正届について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、平成 19 年 12 月 24 日から現在に至るまで株式会社Aに加入しており、社会保険事務所（当時）の記録では、資格取得時の標準報酬月額が 22 万円と記録されていたところ、22 年 4 月 5 日に、2 年以上さかのぼって資格取得時の標準報酬月額が 32 万円に訂正されているものの、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、申立期間が年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人が保管していた平成 20 年 3 月度給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における訂正前の標準報酬月額 22 万円と合致している上、そのほかに資格取得時に訂正後の報酬月額を給与から保険料控除していた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月ころから53年9月1日まで  
② 昭和54年8月27日から55年1月28日まで

昭和51年3月ころから55年5月ころまでの間、A株式会社（現在は、B株式会社）C支店に期間社員として勤務していた。

勤務は、半年ぐらい通って一時休み、しばらくしてからまた通うという勤務形態で30か月間ぐらい勤務したと思うが、国（厚生労働省）の厚生年金保険被保険者の記録では、厚生年金保険被保険者期間として15か月間しか記録されていないので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は、A株式会社C支店に採用され、同支店D営業所に断続的に勤務していたと主張している。

しかしながら、B株式会社では、当該営業所は既に廃止しており、同営業所に係る人事関係資料や出勤簿等の記録を保存していないことから、申立人の勤務実態を確認することができないとしている。

また、申立人と同様に期間社員として、当該営業所に勤務した複数の同僚は、単独で繁忙期におけるE業務に従事していたことから、当該期間における申立人の勤務実態について記憶しておらず、勤務実態を確認することができない。

さらに、F組合では、当該事業所から社会保険事務所（当時）に提出する複写式で作成した被保険者資格取得届又は喪失届に基づき、A株式会社C支店を示す「G」と表示した被保険者適用台帳に、被保険者の資格取得日又は資格喪失日を記録しているところ、当該台帳における申立

人の被保険者資格取得日は昭和53年9月1日と記録されており、同日以前に申立人に対し、健康保険証が交付された記録は見当たらない上、A株式会社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日の記録と合致している。

加えて、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和53年9月1日と記録されており、申立期間①における雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和54年8月27日にA株式会社C支店における被保険者資格を喪失後、再び当該事業所における被保険者資格を取得するまでの間において、断続的に同事業所で勤務したと主張している。

しかしながら、F組合の被保険者適用台帳によると、申立人は、昭和55年1月28日付けで被保険者資格を再度取得し、健康保険証を交付されているが、申立期間②において、健康保険証が交付された記録は無い。

また、申立人は当該事業所に複数回勤務していたとしているが、昭和55年1月28日付けで当該事業所のD営業所に勤務した際、同営業所の副所長から「前に働いた時に、労災事故を起こした者は使わないことになっているのだが、採用されてしまったから辞めてもらうわけにもいかなないので使うけど、よく注意してくれよ。」と言われ気まずい思いをしたので、その時の契約が切れた後は、当該事業所では働かなかった旨の供述をしており、前述した同僚の一人が、「申立人は、勤務中に怪我をして包帯をしていたことがある。」と供述しているが、労働基準監督署に給付記録が保存されていないことから、受傷時期を特定することができない。

さらに、申立人は、申立期間②に係る昭和54年9月25日付けで、いずれかの事業所に就職したことが、雇用保険に係る給付の記録から認められるが、F組合の被保険者適用台帳における記録と厚生年金保険被保険者名簿及び雇用保険におけるA株式会社C支店の資格取得日がいずれも55年1月28日と一致していることを踏まえると、申立人が54年9月25日において、同事業所に就職した事情はうかがえない。

- 3 B株式会社では、A株式会社C支店に係る給与台帳等を保存していないため、申立人の給与から、厚生年金保険料を控除したか否か不明としており、申立人も、断続的に勤務していたとしている期間において給与から事業主によって厚生年金保険料を控除されていたか否か明確な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 9 日から 48 年 4 月 26 日まで  
ねんきん定期便によると、A株式会社勤務していた申立期間の標準報酬月額が、記憶にある当時の基本給額 7 万 8,000 円と相違しているの  
で、給与明細書等の資料は無いが、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社において申立人と同じ事務員であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、オンライン記録では、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認できるところ、当時の同僚 9 人が、「当時、支給されていた給料額について、はっきり覚えてはいないが、自分の記録について間違いがあるとは思っていない。」旨を供述している上、当時の社会保険事務担当者も「申立期間当時、標準報酬月額を低く届け出るなどの不正は行っていなかった。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もうかがわれない。

さらに、当該事業所は昭和 58 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 1 日から 56 年 11 月 2 日まで  
昭和 54 年 11 月 1 日に、それまで勤務していた株式会社Aから、同じ社長が経営する株式会社Bに移籍したが、その時喪失した厚生年金保険被保険者資格を同社で再取得したのは2年後の 56 年 11 月 2 日であることが分かった。保険料控除についての記憶は無いが、継続して勤務していたことは確かなので、この期間の年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、それまで勤務していた株式会社Aの事業主が株式会社Bを設立した際に、3人の同僚と共に同社へ移籍して業務に当たったとしており、そのうちの一人の同僚の供述により、申立人が申立期間について、継続して同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンラインの記録によると、株式会社Bは、昭和 56 年 11 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではない上、前述の3人の同僚も、申立人と同じく 54 年 11 月 1 日に株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格を喪失し、うち二人の同僚と申立人が、株式会社Bが適用事業所となった 56 年 11 月 2 日に、同社で被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できず、申立人は、給与明細書など保険料控除を確認できる資料を保管していない上、株式会社Bは昭和 59 年 12 月に解散しており、当時の事業主が同社の社会保険事務を一任していたとする株式会社Aの元事務員からも、当時の事情照会に係る回答を得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から 40 年 2 月まで  
② 昭和 46 年 10 月から 47 年 1 月まで

昭和 39 年 6 月から平成 19 年 9 月 30 日まで、A 社で職員として勤務した。この間、途中病気療養のためいったん職を辞めた昭和 49 年 2 月から 50 年 6 月までの期間を除いて、継続して勤務したが、39 年 6 月から 40 年 2 月までの期間及び 46 年 10 月から 47 年 1 月までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。これらの期間は A 社 B 会に勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、その間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述により、申立人は、昭和 39 年 6 月から A 社 B 会に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人の同会に係る雇用保険の資格取得日は、昭和 40 年 3 月 1 日であることが確認できるところ、同時期に在籍していた同僚は「私は、同会に雇用された当初は、期間は覚えていないが、試用期間はあったと思う。」と供述している。

また、A 社 B 会は、昭和 39 年 7 月に所在地を変更しているが、変更前後における同会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

なお、厚生年金被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得年月日は、昭和 40 年 3 月 1 日であり、所在地変更後の A 社 B 会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された資格取得日と一致する。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 2 申立期間②について、適用事業所名簿及びA社B会C氏に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同会は昭和46年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年11月27日に全員喪失の届出に併せ、申立人を含め4人の職員全員の健康保険証を社会保険事務所（当時）に返納していることが確認できる。

また、申立人を含め上記4人の職員全員は、昭和46年10月30日に資格喪失した後、47年2月1日にA社D氏において、新規に資格を取得したことが確認できるが、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人を含め4人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 3951 (事案 152 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 32 年 8 月まで  
前回申し立てた A 株式会社に係る厚生年金保険の記録については確認ができないとのことであったが、どうしても納得できない。  
認められる基準も変わってきており、再度申し立てた方が良いと言われたので、同僚調査の範囲を拡大する等調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務していた従業員のうち新たに 7 人に申立人に関する勤務実態や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、期間の特定はできないものの申立人が同社に勤務していたとの供述は得られたが、申立人の申立期間における保険料控除に関する供述は得られなかった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立期間に申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険料控除がうかがえるような新たな資料や供述は得られなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 18 日から 38 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 1 月 10 日から 40 年 5 月 15 日まで  
社会保険庁(当時)の記録では、私が勤務した A 株式会社と有限会社 B (実家)での被保険者期間について昭和 40 年 12 月 14 日に脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 40 年 12 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている申立期間②に係る事業所と同一事業所での厚生年金保険被保険者期間があるものの、この未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは、別の厚生年金保険記号番号で管理されている上、姓が異なっており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 40 年当時、社会保険事務所(当時)では請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から同年7月1日まで

私はA株式会社に昭和24年11月1日から36年9月6日まで継続して勤務しており、中途退職したことは無いので、申立期間に厚生年金保険被保険者としての記録が無いのはおかしい。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚から提出のあった昭和29年1月5日の日付の記載がある写真及び元同僚14人の供述により、申立人は、申立期間にA株式会社に勤務していたことはいかかえる。

しかしながら、申立人及び照会に対して回答のあった元同僚14人は、従業員全員が本社内の寮で一緒に生活していたと供述しており、当該元同僚14人のうち一人は、申立人が時期は不明であるが寮に半年くらい不在の時期があったと思うと供述している。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和24年11月1日に健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年1月1日に資格を喪失しているのが確認できる上、当該名簿の備考欄に「喪」の印が記入されているのが確認でき、さらに、申立人は、29年7月1日にA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者資格を別の番号で再取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 24 日から 49 年 3 月 7 日まで  
② 昭和 49 年 4 月 5 日から同年 7 月 21 日まで

ねんきん定期便で、申立期間①及び②の標準報酬月額を知ったが、こんなに少なかったことに納得できない。調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人は、申立期間①についてのオンライン記録による標準報酬月額の記録は、減額された記録となっていると主張している。

しかしながら、A院は、「申立人の標準報酬月額の記録は、社会保険台帳から昭和 48 年 10 月の 7 万 6,000 円の確認はできたものの、それ以外の記録等が残っていないため不明。」と回答しており、この標準報酬月額は、A院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿による申立人の同年 10 月の標準報酬月額 7 万 6,000 円と同額であることが確認できる上、申立期間①に係る同名簿における申立人の標準報酬月額等の記載に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もみられない。

また、同時期にA院に入社し、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日で、同学年の 9 人の被保険者の資格取得日の標準報酬月額は、A院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、すべて同額の 5 万 2,000 円であった。

さらに、申立人は、同僚照会はしないでほしいと申出しているため、申立人の元同僚からは申立人の厚生年金保険の標準報酬月額等について

供述が得られない。

加えて、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②についてのオンライン記録の標準報酬月額の記録は、減額された記録となっていると主張している。

しかしながら、B院は、「社会保険庁（当時）の記録どおりの届出を行った。」と回答しており、また、当該事業所から送付された申立人の履歴によると、昭和49年4月5日に入社し、資格取得時の給与は6万8,600円であることが確認でき、これによる標準報酬月額は6万8,000円である。

また、この標準報酬月額6万8,000円は、B院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿による申立人の昭和49年4月5日の資格取得時の標準報酬月額6万8,000円と同額であることが確認できる上、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額等の記載に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もみられない。

さらに、申立人は、同僚照会はしないでほしいと申出しているため、申立人の元同僚からは申立人の厚生年金保険の標準報酬月額等についての供述が得られない。

加えて、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月 28 日から同年 5 月 5 日まで  
② 昭和 60 年 5 月 8 日から同年 8 月 31 日まで

昭和 60 年 1 月 28 日から同年 5 月 4 日までは、A校でB員として勤務し、同年 5 月 8 日から 61 年 3 月 31 日までは、C校でD員として勤務した。給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された人事異動通知書及びE県F事務所から提出された人事記録により、申立人が申立期間①においてはA校でB員として、また、申立期間②においてはC校でD員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、E県F事務所では、「E県では学校等の臨時的任用職員は、昭和 61 年 4 月 1 日から社会保険に加入しています。61 年 3 月 31 日以前は社会保険に加入していません。このため、申立人の申立期間の厚生年金保険料は給与から控除していません。」と回答している。

また、E県F事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和 61 年 3 月 31 日以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している臨時的任用職員はおらず、同事務所に勤務するほかの元同僚については同年 4 月 1 日から被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。